

(改 定 後)	(改 定 前)
当座勘定規定 1 当座勘定への受入れ (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、普通為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受け入れます。<u>ただし、2027年2月1日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 2～6 (省略) 7 手形、小切手の支払い等 (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2027年2月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) (省略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書を使用してください。<u>ただし、2027年2月1日以降は、小切手による当座勘定からの支払いは行いません。</u> (以下省略) 8 手形、小切手用紙 (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2027年1月31日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2027年1月31日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 (以下省略) 9～17 (省略) 18 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (1) 手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件 <u>(削除)</u> を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2027年2月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (以下省略) 19 線引小切手の取扱い (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出の印鑑により押印があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2027年2月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (以下省略)	当座勘定規定 1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、普通為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受け入れます。<u>(追加)</u> (以下省略) 2～6. (省略) 7. (手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>(追加)</u> (2) (省略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書を使用してください。<u>(追加)</u> (以下省略) 8. (手形、小切手用紙) (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>(追加)</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること <u>(追加)</u> を確認してください。 (以下省略) 9～17. (省略) 18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を <u>できるかぎり</u> 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> (以下省略) 19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> (以下省略)

(改 定 後)		(改 定 前)	
20～32（省略） 【小切手用法】 1 （省略） 2 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>（削除）</u>先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2027年2月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （以下省略） 【約束手形用法】 1 （省略） 2 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。<u>（削除）</u>改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。<u>なお、2027年2月1日以降に振り出された手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u> （以下省略） 【為替手形用法】 1 （省略） 2 （省略） 3 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。<u>なお、2027年2月1日以降に振り出された手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u> （以下省略） 以 上 <u>（2026年9月1日</u>現在）		2 0 ～ 3 2 .（省略） 【小切手用法】 1 .（省略） 2 . 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>（追加）</u> （以下省略） 【約束手形用法】 1 .（省略） 2 . 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。<u>なお、</u>改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 <u>（追加）</u> （以下省略） 【為替手形用法】 1 .（省略） 2 .（省略） 3 . 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。<u>なお、</u>改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。<u>（追加）</u> （以下省略） 以 上 <u>（2 0 2 6年4月1日</u>現在）	
普通貯金規定 1（省略） 2 証券類の受入れ （1） この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類に限ります。<u>ただし、2027年2月1日以降、証券類は受け入れません。</u> （以下省略） 以 上 <u>（2026年9月1日</u>現在）		普通貯金規定 1 .（省略） 1 .（証券類の受入れ） （1） この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、</u>提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。<u>（追加）</u> （以下省略） 以 上 <u>（2 0 2 5年4月1日</u>現在）	
営農貯金規定		営農貯金規定	

(改 定 後)	(改 定 前)
1 (省略) 2 証券類の受入れ (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類に限ります。<u>ただし、2027年2月1日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 以 上 (2026年9月1日現在)	1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、</u>提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。<u>(追加)</u> (以下省略) 以 上 (2024年4月1日現在)
普通貯金無利息型（決済用）規定 1 (省略) 2 証券類の受入れ (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類に限ります。<u>ただし、2027年2月1日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 以 上 (2026年9月1日現在)	普通貯金無利息型（決済用）規定 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、</u>提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。<u>(追加)</u> (以下省略) 以 上 (2025年4月1日現在)
貯蓄貯金規定 1 (省略) 2 証券類の受入れ (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類に限ります。<u>ただし、2027年2月1日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 以 上 (2026年9月1日現在)	貯蓄貯金規定 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、</u>提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。<u>(追加)</u> (以下省略) 以 上 (2024年4月1日現在)
納税準備貯金規定 1 (省略) 2 証券類の受入れ (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。<u>ただし、2027年2月1日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 以 上	納税準備貯金規定 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>(追加)</u> (以下省略) 以 上 (2026年4月1日現在)

(改 定 後)	(改 定 前)
(2026 年 9 月 1 日現在) スーパー定期貯金規定（単利型） 1 （省略） 2 証券類の受入れ （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> （以下省略） 以 上 (2026 年 9 月 1 日現在)	スーパー定期貯金規定（単利型） 1. （省略） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> （以下省略） 以 上 (2024 年 4 月 1 日現在)
スーパー定期貯金規定（複利型） 1 （省略） 2 証券類の受入れ （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> （以下省略） 以 上 (2026 年 9 月 1 日現在)	スーパー定期貯金規定（複利型） 1. （省略） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> （以下省略） 以 上 (2024 年 4 月 1 日現在)
スーパー定期貯金規定（利息分割型） 1 （省略） 2 証券類の受入れ （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> （以下省略） 以 上 (2026 年 9 月 1 日現在)	スーパー定期貯金規定（利息分割型） 1. （省略） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> （以下省略） 以 上 (2024 年 4 月 1 日現在)
自動継続スーパー定期貯金規定（単利型） 1 （省略） 2 証券類の受入れ （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> （以下省略）	自動継続スーパー定期貯金規定（単利型） 1. （省略） 2.（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> （以下省略）

(改 定 後)	(改 定 前)
以上 (2026 年 9 月 1 日現在)	以上 (2024 年 4 月 1 日現在)
自動継続スーパー定期貯金規定（複利型） 1 （省略） 2 証券類の受入れ （1）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> （以下省略） 以上 (2026 年 9 月 1 日現在)	自動継続スーパー定期貯金規定（複利型） 1. （省略） 2. （証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> （以下省略） 以上 (2024 年 4 月 1 日現在)
自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型） 1 （省略） 2 証券類の受入れ （1）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> （以下省略） 以上 (2026 年 9 月 1 日現在)	自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型） 1. （省略） 2. （証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> （以下省略） 以上 (2024 年 4 月 1 日現在)
大口定期貯金規定 1 （省略） 2 証券類の受入れ （1）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> （以下省略） 以上 (2026 年 9 月 1 日現在)	大口定期貯金規定 1. （省略） 2. （証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> （以下省略） 以上 (2024 年 4 月 1 日現在)
自動継続大口定期貯金規定 1 （省略） 2 証券類の受入れ	自動継続大口定期貯金規定 1. （省略） 2. （証券類の受入れ）

(改 定 後)	(改 定 前)
(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 以 上 (<u>2026 年 9 月 1 日</u>現在)	(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (以下省略) 以 上 (<u>2 0 2 4 年 4 月 1 日</u>現在)
期日指定定期貯金規定 1 (省略) 2 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 以 上 (<u>2026 年 9 月 1 日</u>現在)	期日指定定期貯金規定 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (以下省略) 以 上 (<u>2 0 2 4 年 4 月 1 日</u>現在)
自動継続期日指定定期貯金規定 1～2 (省略) 3 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 以 上 (<u>2026 年 9 月 1 日</u>現在)	自動継続期日指定定期貯金規定 1～2. (省略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (以下省略) 以 上 (<u>2 0 2 2 年 4 月 1 日</u>現在)
変動金利定期貯金規定 (単利型) 1 (省略) 2 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 以 上 (<u>2026 年 9 月 1 日</u>現在)	変動金利定期貯金規定 (単利型) 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (以下省略) 以 上 (<u>2 0 2 4 年 4 月 1 日</u>現在)
変動金利定期貯金規定 (複利型) 1 (省略)	変動金利定期貯金規定 (複利型) 1. (省略)

(改 定 後)	(改 定 前)
2 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 以 上 (<u>2026 年 9 月 1 日</u>現在)	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (以下省略) 以 上 (<u>2 0 2 4 年 4 月 1 日</u>現在)
自動継続変動金利定期貯金規定（単利型） 1 (省略) 2 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 以 上 (<u>2026 年 9 月 1 日</u>現在)	自動継続変動金利定期貯金規定（単利型） 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (以下省略) 以 上 (<u>2 0 2 4 年 4 月 1 日</u>現在)
自動継続変動金利定期貯金規定（複利型） 1 (省略) 2 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 以 上 (<u>2026 年 9 月 1 日</u>現在)	自動継続変動金利定期貯金規定（複利型） 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (以下省略) 以 上 (<u>2 0 2 4 年 4 月 1 日</u>現在)
据置定期貯金規定 1 (省略) 2 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> (以下省略) 以 上 (<u>2026 年 9 月 1 日</u>現在)	据置定期貯金規定 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (以下省略) 以 上 (<u>2 0 2 4 年 4 月 1 日</u>現在)
自動継続据置定期貯金規定	自動継続据置定期貯金規定

(改 定 後)	(改 定 前)
1～2（省略） 3 証券類の受入れ （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> （以下省略） 以 上 (2026 年 9 月 1 日現在)	1 ～ 2 .（省略） 3 .（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>（追加）</u> （以下省略） 以 上 (2 0 2 2 年 4 月 1 日現在)
定期積金規定 1～2（省略） 3 証券類の受入れ （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> （以下省略） 以 上 (2026 年 9 月 1 日現在)	定期積金規定 1 ～ 2 .（省略） 3 .（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>（追加）</u> （以下省略） 以 上 (2 0 2 4 年 4 月 1 日現在)
積立式定期貯金規定 1～3（省略） 4 証券類の受入れ （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> （以下省略） 以 上 (2026 年 9 月 1 日現在)	積立式定期貯金規定 1 ～ 3 .（省略） 4 .（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>（追加）</u> （以下省略） 以 上 (2 0 2 2 年 4 月 1 日現在)
通知貯金規定 1（省略） 2 証券類の受入れ （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降、証券類は受け入れません。</u> （以下省略） 以 上 (2026 年 9 月 1 日現在)	通知貯金規定 1 .（省略） 2 .（証券類の受入れ） （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>（追加）</u> （以下省略） 以 上 (2 0 2 2 年 4 月 1 日現在)

付 則
この貯金規定の改定は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。